

# 下請負人の利用について

## 1) 下請負人の利用についてのお願い

下請負人の利用につきましては、厳しい経済状況の中、建設工事等において、適正価格での契約をすることにより、地域のお金を地域で循環させることは、地域の発展につながるものと考えております。

このようなことから、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」以外の建設工事等におきましても、請負者は下請負人を利用する場合は、可能な限り市内に本社を有する業者または、市内に支店、営業所を有する業者を下請負人としていただきますよう、何卒、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

## 2) 適用時期

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」及び平成21年10月1日以降の入札の指名の通知又は入札の公告に係るものからといたします。

# 工事成績評定の評価について

## 1) 工事成績評定における評価について

建設工事において、上記「下請負人の利用についてのお願い」にご協力いただいた場合については、工事成績評定の考査項目「社会性等」の加點評価対象とし、評価してまいります。

## 2) 評価条件

加點評価対象の条件については、

市内の元請負人のみで施工した場合

市内の元請負人 + 市内の下請負人のみで施工した場合

市外の下請負人 + 市内の下請負人のみで施工した場合

とし、施工体制及び下請負人が、上記「下請負人の利用についてのお願い」を満たしていることを証する書類として、下請負人通知書、施工体系図及び下請け契約に係るすべて（1次、2次、3次・・・）の契約書の写し（市内の本社、支店、営業所との請負契約書で、建設業法第19条の規定に基づき作成されたものの写し。）が提出された工事とします。

（上記において「市内の」とは市内に本社を有する業者または市内に支店、営業所を有する業者）

## 3) 適用時期

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」及び平成21年10月1日以降の入札の指名の通知又は入札の公告に係るものからといたします。